

保護者の皆様へ

市川市長 村越 祐民

緊急事態宣言後の保育施設における対応について

日頃より、本市の保育行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

昨日 4 月 7 日、緊急事態宣言が 7 都府県を対象に発令されました。

この中には千葉県も含まれており、新型コロナウイルス感染症予防対策に一層取り組むこととされたところです。

当該宣言の内容の中には、『学校、保育所等の社会福祉施設等の使用制限の要請、指示』がございます。

このことを受け、本市における保育施設の対応については、「可能な限りご家庭での保育」へご協力いただきますようお願いいたします。

なお、やむを得ずご家庭での保育ができない場合は、各保育施設へご相談の上、ご不明な点等ございましたら、本市こども施設運営課（下記連絡先）までお問い合わせください。

1. 対象期間 令和 2 年 4 月 9 日（木）から令和 2 年 5 月 6 日（水）まで
※緊急事態宣言の期間延長等にあわせ、対象期間は見直しとなる場合があります。
2. 保育料の減免 上記対象期間中に登園自粛へご協力いただいた場合は、令和 2 年 3 月 6 日「新型コロナウイルス感染症により保育所等が休園した場合の利用者負担額（保育料）の取扱いについて（個別の欠席について）」でお知らせのとおり、利用者負担額の減額（日割り計算）を行います。
なお、減額は利用者負担額の納付確認後に減免申請書を提出いただいたうえで、差額を返金します。利用者負担額は、通常通り納付していただきますようお願いいたします。

【連絡先】

市川市役所

こども政策部 こども施設運営課

Tel : 047(711)1791・1792・1798